

広域ブロック自立施策等推進調査費取扱要領

平成 20 年 4 月 1 日 制定

平成 21 年 4 月 1 日 改正

1. 目的

広域ブロック自立施策等推進調査費（以下、「本調査費」という。）は、地域の主体性や地域からの発案を重視し、広域ブロックの自立的な発展に資する国土づくり、地域づくりに関する施策等を実施するために必要な調査を多様な関係主体の参加のもとに行うことにより、国と地方の連携の効果的な推進及び地域の独自性を最大限に活かした国土の利用、開発及び保全（以下、「国土の利用等」という。）に関する政策の実現に資することを目的とする。

この要領は、本調査費の取扱いに係る基本的事項を定めることにより、本調査費の適正かつ効率的な運用を図ることを目的とする。

2. 定義

本取扱要領における用語の定義は、以下のとおりとする。

「広域ブロック自立施策等推進調査」 国土施策を推進するために多様な関係主体の参加のもとに行われる国土の利用等に関する調査、研究及びその調整を行うために必要な措置（以下、「調査等」という。）

「国土施策」 国土の利用等に関する政策の推進に資する施策であって、特に地域の主体性、地域からの発案、国と地方の連携を重視した国土づくり、地域づくりに関する施策

「広域施策」 広域地方計画において定める目標を達成するために、一の都府県の区域を超える広域の見地から必要と認められる主要な施策(当該広域ブロックにおける総合的な国土の形成を推進するため特に必要であると認められる当該広域ブロック外にわたるものを含む)

3. 配分対象となる調査等の種類及び内容

本調査費は、次に掲げる調査のうち、国土交通省が財務省と協議して、特に必要と認められるものに配分する。本調査費を配分する調査等の選定基準等については、国土交通省が「広域ブロック自立施策等推進調査費取扱要領実施細則」（以下、「細則」という。）において定める。

(1) 広域ブロック自立施策推進調査

広域地方計画に基づき官民の多様な主体が協働して取り組む広域施策の構想具体化等を図るため、関係各府省、地方公共団体、民間経済団体等の連携のもと実施される調査等であって、国土形成計画が目指す多様な広域ブロックの自立的な発展に資する施策の総合的かつ円滑な推進に資するもの。

(2) 地域活力創発等調査

地方公共団体等から発案された地域づくりの推進に資する調査等であって、一定の地域における地方公共団体等の主体性及び幅広い連携と国の迅速かつ機動的な支援又は参加により、地域の活力の向上、地域の活性化の総合的かつ円滑な推進に資するもの。

または、地域の活力向上等に関する新たな国家的な課題等への対応などについて関係府省等が連携して行う調査等であって、国土づくりに関する施策の総合的かつ円滑な推進に資するもの。

4. 調査実施主体

本調査等の実施主体は各府省庁（本省・各ブロック機関）とする。

5. 調査の期間

本調査費による調査等の期間は、原則として単年度とし、当該調査等の次年度以降の実施は、調査等実施府省等の予算で行うこと。ただし、その性質上やむをえない調査にあっては、必要に応じ次年度において引き続き実施できるものとする。この場合、予め、初年度の配分要求書に次年度も含めた全体計画を示すものとする。

6. 要求方法

本調査費の要求にあたっては、国土交通省の定める「広域ブロック自立施策等推進調査費配分要求書等作成要領」等に従って要求すること。

7. 配分要領

国土交通省は、提出のあった配分要求書その他、当該要求書提出者へのヒアリングの実施によって当該調査等の必要性、内容の妥当性等の審査等を行い、財務省承認を経て、本調査費を配分する調査等の内容及びその額等を決定し、本調査等を実施する関係各府省に本調査費を移し替える等の所要の手続きを行うものとする。

8. 実施計画の変更

調査等実施府省等において、本調査費移替え等が行われた後、調査事項、調査方式及び所要金額を変更しようとするときは、あらかじめ、国土交通省の承認を得なければならない。

9. 調査等の進捗状況及び結果の報告

(1) 調査等実施府省等は、当該調査等の進捗状況について国土交通省から報告を求められた場合には、速やかに報告するものとする。また、当該調査等が完了したときは、速やかにその結果を国土交通省に報告するものとする。

- (2) 調査等の結果は、調査等実施府省等の責任においてとりまとめ、「広域ブロック自立施策等推進調査結果報告書等作成要領」に従って報告書等を作成するものとする。
- (3) 広域ブロック自立施策推進調査にあつては、当該調査等に係る広域ブロックの広域地方計画協議会に当該調査等の結果を報告するものとする。

10 . 調査等の公表、成果の活用及びフォローアップ

- (1) 調査等実施府省等は、本調査費の配分を受けたときは、本調査費により行おうとする調査等について広くインターネット、マスコミ等へ公表することを原則とする。また、本調査費の配分対象は国土交通省においても公表する。
- (2) 調査等実施府省等は、調査結果の成果が広く、関係府省庁、地方公共団体等に活用されるための措置を講ずるものとし、成果を広くインターネット、マスコミ等へ公表することを原則とする。このため、調査等実施担当府省等は調査結果の成果を広く公表することが可能となるよう調査結果の著作権等の所在の明確化等必要な措置を講ずるものとする。また、調査等の成果は国土交通省においても公表、活用する。
- (3) 調査等実施府省等は、調査等の成果に関するフォローアップを行い、これを国土交通省に報告しなければならない。
- (4) 上記(3)により、国土交通省に報告した場合、広域ブロック自立施策推進調査にあつては、国土交通省は、その内容を当該調査等に係る広域ブロックの広域地方計画協議会に報告を行うものとする。

11 . その他

- (1) 各広域ブロックにおいて広域地方計画が策定されるまでの間、次のとおりとする。
 - 要領2 . 「広域施策」中、「主要な施策」の後に、「として、広域地方計画協議会において計画に位置付けることが検討されているもの」を追記する。
 - 要領3 . (1) 中、「広域地方計画に基づき」を削る。
- (2) この要領に定めるもののほか、本調査費の取扱に関し必要な事項は、細則で定める。
- (3) 本調査費の庶務は、国土交通省国土計画局総務課が、同局広域地方整備政策課の協力を得て、行う。